

市の組織が4月1日から変わります

少子高齢化・地球温暖化など市域を取り巻く環境の変化に対応し、さらに市民サービスの向上と効率的な行政運営を図るために、4月1日から市の組織を一部変更します。



主な組織の変更

企画管理部に「地域政策課」を新設

地域振興室の業務を企画管理部に移管し、移住促進などの地域振興に加え、人口減少対策、環境政策、CATVなど情報通信基盤の整備などを総合的に推進する「地域政策課」を新設します。（地域振興室と情報政策課は廃止）

「市民部」を

「市民活動部」に名称変更

市民課を市民保健部に移管することに伴い、部の名

称を変更します。

また、町内会や地区社教、消費相談窓口などの業務を行う市民活動推進課を1階に移し、利便性を高めます。

高年介護課を福祉部に移管

老人福祉業務を所管する高年介護課を福祉部に移管し、社会福祉事務所として高齢者を含めた福祉に係る事務の連携強化を図ります。

「市民保健部」に

「医療課」を新設

休日診療や国民健康保険

診療所業務を行う「医療課」を新設し、地域医療対策の強化を図ります。

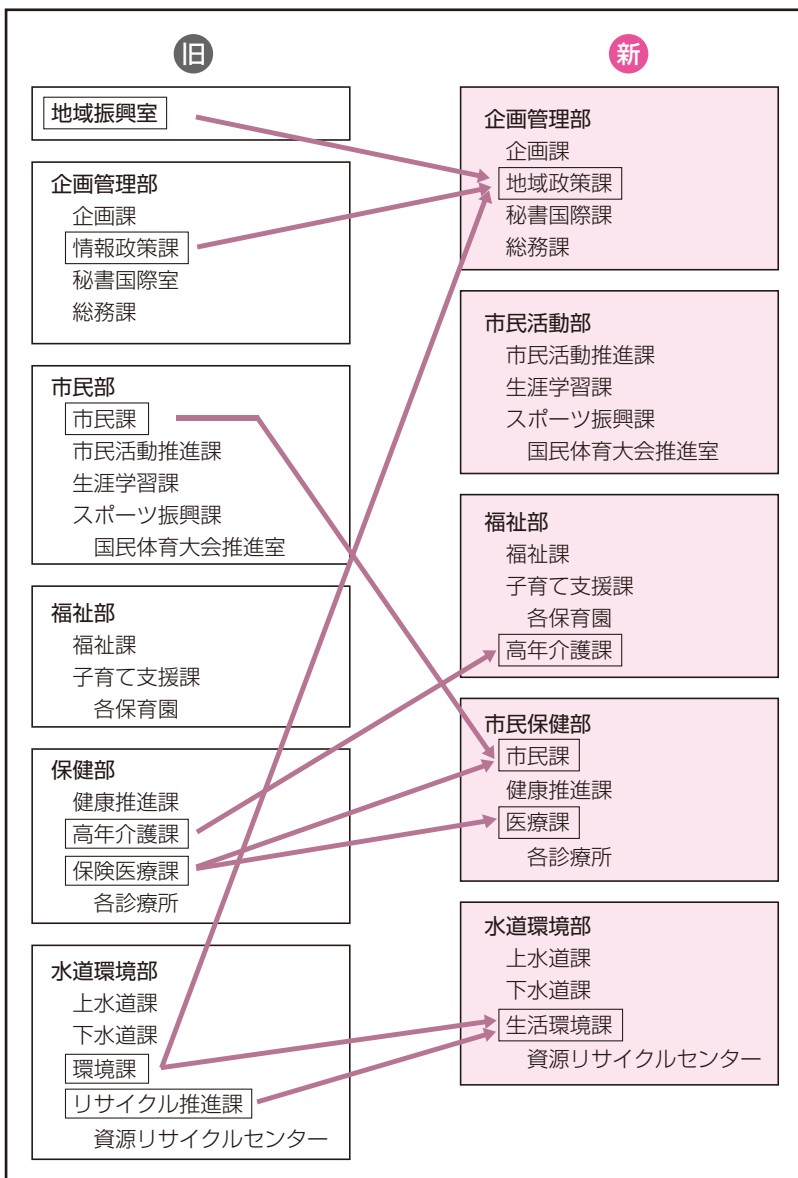
水道環境部内に「生活環境課」を新設
水道環境部内に、市民に

また、市民課を市民部から市民保健部に移管し、住民登録・戸籍業務と国民健康保険や国民年金業務の連携を強化し、窓口業務の効率化と市民サービスの向上を図ります。転入した際に交付するごみシールも市民課で交付します。
〔保険医療課は廃止〕

身近なエコ運動と公害防止、ごみ処理などのリサイクル推進業務を所管する「生活環境課」を新設し、市民生活全般における環境保全を図ります。
〔環境課とリサイクル推進課は廃止〕

問合先
総務課
35-3133

今回お知らせした以外の組織については変更ありません。



※変更のない組織は省略しています。